

山梨県公報

第二千四百四十三号

平成二十六年

八月二十五日

月曜日

目次

- 道路の供用開始……………五〇七
- 道路の区域変更(四件)……………五〇七

告示

山梨県告示第二千四百七十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十六年九月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月二十五日

山梨県知事 横内 正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	河口湖精進線	南都留郡富士河口湖町大石字久保井坂下官有無番地先から南都留郡富士河口湖町大石字久保井坂下官有無番地先まで	一六七・八年八月二十五日	平成二十六年八月二十五日

山梨県告示第二千四百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十六年九月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月二十五日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 葦崎南アルプス中央線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	旧	新		
南アルプス市藤田字鶴松官有無番地先から南アルプス市藤田字鶴松四五七七番の一地先まで	一三・五〇 二〇・一	一三・五〇 二〇・一	一〇九・〇	一〇九・〇

山梨県告示第二千四百四十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十六年九月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月二十五日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上野原丹波山線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	旧	新		
北都留郡小菅村字川久保小菅川左岸堤防敷地先から北都留郡小菅村字川久保四六九六番の八地先まで	六・〇〇 九・五	一〇・二〇 三四・六	五六・三	七六・七

山梨県告示第二百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十六年九月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月二十五日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 国道
- 二 路線名 一三九号
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
北都留郡小菅村字川久保小菅川左岸堤防敷地先から 北都留郡小菅村字川久保四七〇四番の一地 先まで	旧	六・〇	九・五	五六・三	六七・七
	新	一一・三	三四・六		

山梨県告示第二百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十六年九月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月二十五日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		

上野原市秋山字下の段一〇二九一番の三地先から 上野原市秋山字光満坊九五六七番の三地先まで		旧	四・六	四七二・三
		新	八・六	四八〇・〇
			二一・〇	
			三六・三	